

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

NPO等との協働推進によるまちづくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

国立市

3 地域再生計画の区域

国立市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 現状

国立市は、多摩地域の中でも市民活動団体等のNPOが数多く存在し、幅広い分野で活動が展開されており、行政や企業と並ぶ地域活動の重要な担い手となっている。

また、阪神・淡路大震災をきっかけとして、ボランティアに対する市民の認識が深まり、社会貢献の精神や活動参加による自己実現の意欲が高まっている。

このような中、NPOの活動拠点として、平成16年4月に任意団体「くにたちNPO活動支援室」(以下「支援室」という。)が、市内で活動する40以上のNPOの参加により開設され、自主的な運営が行われている。

本市では、NPO、市民、企業等(以下「NPO等」という。)と行政の協働の推進に取り組んできたが、協働に対する共通認識が不十分であった。このため、協働推進の基準づくりについて、NPO等と行政の関係者で構成する「NPO等市民活動団体と国立市による協働推進検討会」において、様々な角度から議論を重ね、平成18年10月に「NPO等と国立市による協働推進の指針」を策定し、『時代に対応した国立にふさわしい「協働」』の推進に取り組んでいるところである。

(参考)「NPO等と国立市による協働推進の指針」(抜粋)

1. 協働

(1) 協働とは

「協働」とは、NPO、市民、企業、行政などが、暮らしやすいまちを共に目指して、相互の役割と責任のもと、お互いの特性をいかし、対等な立場で協力することです。

(2) 課題

複雑化する社会構造の中で多様化する市民ニーズに対し、行政が単独で公共サービスを提供することは、もはや困難な状況となっている。このため本市では、NPO等との「協働」を推進しているところであり、まちづくりの課題解決にあ

たつては、NPO等と行政が、地域の特性や専門性等の長所を發揮しながら、それぞれが主体性をもって取り組んでいく必要がある。

本市における「協働」をより一層推し進めるためには、NPO等のまちづくりへの積極的な参画を促していくとともに、既存事業の協働化や新しい協働事業の掘り起こし等による協働事業の創造が不可欠となっている。

(3) 目標

市民等の「協働」への参画を促進するとともに、支援室をNPO等と行政をつなぐ中間組織として有効に活用し、個々の団体ではとらえきれないより大きなテーマをとり上げて、協働事業へとステップアップさせ、本市における「協働」を実践していく。

こうした取組を推進することにより、本市の基本構想で掲げる「人間を大切に
するまち」の実現を目指す。

【目標1】協働事業への市民参加の促進

市民意識調査（市民3,000人を無作為抽出して実施するアンケート調査）において、協働事業への参加実績をもつ市民の割合を、現状（平成20年5月）の約16%から平成22年度末までに20%以上に向上させる。

【目標2】協働事業の創造

NPO等と連携して、市民のニーズや市民活動団体等からの事業提案と本市の業務活動をマッチングさせ、平成22年度末までに新たにまちづくりに関する協働事業を16事業立ち上げる。

（そのうち、平成21年度の支援措置において1事業立ち上げを目標）

（平成20年度実績）

新規事業として「市民のための防災学校2008」、「分譲マンション・木造住宅の耐震化についての啓発活動」等、計5事業立ち上げた。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市民向けの交流会やセミナーの開催等による普及啓発により「協働」への参画を促進するとともに、NPO等との協働事業を推進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置名称及び番号

官民パートナーシップ確立のための支援事業[B2001]

(2) 実施主体

特定非営利活動法人 いきいき市民協働ネット

(3) 事業の概要

市内で活躍する幅広い分野の有能人材を活用し、地域の教えたい人と学びたい人をつなぐイベントを開催する。事業の運営段階では、そのノウハウをもつ支援室からアドバイスを受ける。

語学・音楽・教養・スポーツ・伝統芸能などの共同学習やレッスンを行っている地域のサークル・個人を募集し、生涯学習や地域コミュニティへの参加に意欲的な市民を対象として、活動紹介を中心に、両者が交接する機会を設ける。

そして、市民同士の活動を促すことにより、地域コミュニティ形成を目指す。

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

(1) NPO等と行政との協働推進セミナー開催事業

「協働」をテーマにした市民向けセミナーを支援室が、職員向けセミナーを本市が実施し、市民の理解と関心を高め、「協働」への参画を促進する。

(2) NPO等と行政との協働推進懇談会開催事業

本市とNPO等との懇談会を実施し、活動状況の情報交換や協働事業化の検討等を行う。

(3) くにたちNPO・市民交流会開催事業

市民を対象としたイベント「くにたちNPO・市民交流会」を支援室と本市が協働で開催し、NPOの活動等の普及・啓発を行う。

(4) くにたちNPO活動支援室運営協働事業

NPOに対する情報提供、相談活動等を支援室と本市が協働で行い、NPO活動への支援を強力に推進する。また、支援室を協働事業の立ち上げ拠点として有効に活用していく。

(5) 市民のための防災学校（平成20年度官民パートナーシップ確立のための支援事業で行った取組を独自に継続）

市内で活動するNPOが参加している支援室において、本市との協働の実践として、防災講座等を開催する。支援室が事業の主体として企画・運営し、本市からは、職員の講師派遣、防災備蓄食料の提供、市広報紙でのPRなどを分担し事業を実施する。これらの講座を通じ参加した市民に防災知識を系統的に身に付けてもらい、防災に対する意識の向上を図る。

また、防災意識の高い市民を一人でも多く養成することにより、将来的にはそれらの人達が地域の防災リーダーとして活躍することを目指す。

6 計画期間

認定の日から平成 23 年 3 月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了時に、本市における行政評価の枠組みにおいて、地域再生計画に示す数値目標の達成状況の評価（担当部局評価、行財政健全化推進本部による評価）を実施し、その結果を公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし